

回覧印	代表者	管理者	従業員等

# 【重要】

経営者、運賃交渉担当者の方へ  
回覧をお願いします。

## 適正化事業課だより (第154号)

令和6年10月25日  
(公社)熊本県トラック協会  
適正化事業課

### 下請取引適正化推進月間の実施について ～賃上げと 労務費転嫁を 両輪に～

さて、公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法の迅速かつ効果的な運用等に努めており、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行っております。

つきましては、下記実施方針に基づき、公正取引委員会や中小企業庁、各経済産業局等においてそれぞれ下請取引適正化推進講習会の実施等により、下請法の普及・啓発が行われますのでご案内いたします。

#### 【実施方針（一部抜粋・概要）】

#### 1. 下請取引適正化推進講習動画等の配信

全国の下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知するために、機関毎にホームページを通じ、下請取引適正化推進講習動画等を配信されます。

(1) 公正取引委員会：公正取引委員会ウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/>）

(2) 中小企業庁：適正取引支援サイト（<https://tekitorisupport.go.jp/>）

#### 2. その他

公正取引委員会及び中小企業庁は、上記サイトにて下請取引適正化推進講習会を開催するほか、下請取引に関する質問等にも応じられています。

詳細につきましては、下記問い合わせ先にご連絡ください。

#### (問い合わせ先)

公正取引委員会	不当なしわ寄せに関する下請相談窓口	電話0120(060)110
同上	九州事務局	電話092(431)6032

中小企業庁	下請かけこみ寺 電話相談窓口	電話0120(418)618
同上	九州経済産業局	電話092(482)5450

●下請取引については、関係法令により下記行為に関して禁止等のルールが定められております。  
上記機関において、調査及び指導を実施しています。

- ・親事業者の義務として、取引条件等を記載した注文書の交付、遅延利息の支払等
- ・親事業者の禁止行為として、下請代金の減額、買ったたき、報復措置等

その他多くの行為についてもルールが設けてありますので、上記サイトをご確認の上、ご相談ください。